令和７年度
知名町パートタイム会計年度任用職員　応募要領（共通事項）

１　別紙のとおり、パートタイム会計年度任用職員を募集します。
　パートタイム会計年度任用職員とは、地方公務員法第 22 条第１項第１号に規定する地方公務員をいいます。服務についても、地方公務員法に則り、各規定が適用されます。（別紙参照）

２　年齢制限はありません。また、性別は問いません。

３　各職の募集要領にしたがって、応募してください。

４　応募は一つの職に限ります。応募した職において合格しなかった場合、他の職に欠員があれば、適性等を考慮して他の職で合格となることがあります。（申込者と協議の上です。）

５　応募書類の受付期間は、令和７年３月３日（月）から３月 12 日（水）までです。申込書類を郵送する場合は、３月 12 日（水）必着とします。また、封筒の表に「申込書類在中」と朱書きしてください。

６　提出書類は・履歴書兼申込書（免許写し等含む）・納税証明書（新規応募の方）を各課へ提出してください。

７　次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。
（１）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（２）　公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過していない者
（３）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

８　提出された履歴書兼申込書は役場で保管します。職員に欠員が生じた場合、仕事の案内に使用する場合があります。

９　受付後の履歴書兼申込書等の返却は行いません。

【別紙】

○地方公務員法　第６節　服務

会計年度任用職員は、地方公務員法に定める服務規律が適用されます。

服務の宣誓	職員は任用時にあらかじめ服務の宣誓をしなければなりません。
命令従事義務	法令等の定めや上司の職務上の命令に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となるような行為（反社会的な行為、飲酒運転事故、犯罪となるような行為等）は、職務時間中又は職務時間以外の時間においても禁止されています。
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密や個人に関する情報等を在職中はもちろん、退職後も第三者に漏らしてはいけません。
職務専念義務	勤務時間中、その職務に専念し、自己の判断により勤務時間内に職務以外の行為をすること、又は勝手に職務時間を変更することは禁止されています。
政治的行為の制限	政治団体の結成や選挙支持等の政治的な活動、在職中の立候補や他の職員への政治的行為の要求は禁止されています。
争議行為等の禁止	争議行為や怠業行為の企画、他の者との共謀、職員へのそそのかし等は禁止されています。（ストライキ等）
営利企業等の従事制限	自営業等の兼業又は営利企業等への従業は禁止されています。 （パートタイム会計年度任用職員は信頼失墜行為の禁止や職務専念義務等を遵守できる場合に免除される。）